

# 業務指示書（小規模）

## パプアニューギニア国ニューブリテン国道橋梁架け替え計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年3月5日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁計画に係るBD/OD/DD/SV

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／橋梁計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（パプアニューギニア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計・道路設計】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計・道路設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（パプアニューギニア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月14日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
「第3 業務実施上の条件 5. 現地再委託」に示す以下の現地再委託業務 (1) 地形測量 (2) 地質調査 (3) 地盤調査 (4) 交通量調査
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PGK1 = 41.352 円, US\$1 = 102.46

円, EUR1 = 139.47

円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/橋梁計画  
橋梁設計・道路設計

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.91 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年3月27日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上



プロポーザル評価表

パプアニューギニア国ニューブリテン国道橋梁架け替え計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／橋梁計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計・道路設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

パプアニューギニア独立国（以下「パプアニューギニア」）は、日本の1.25倍の国土面積を有し、ニュージーランドよりも多い約716万人の人口を擁する大洋州の大国である。しかしながら、国内の道路網（総延長：約19,800km）は、未開通区間が多く、主要都市間を結ぶ道路が分断状態にあり、迂回路や代替路も少ないなど未発達な状態である。そのため、雨季の豪雨等に起因する地すべりや斜面崩壊、河川の氾濫等に伴い、道路や橋梁が閉鎖された際には、地域間の人々の移動や物資の輸送が不可能となるなど、経済や住民の生活等に深刻な影響を与えていることから、パプアニューギニアにおいては災害に強い幹線道路の整備が喫緊の課題となっている。

パプアニューギニア最大の島であるニューブリテン島において、西ニューブリテン州のキンベと東ニューブリテン州のラバウルをつなぐ予定のニューブリテン国道が229kmの幹線道路として計画され、現在西ニューブリテン州のキンベからビアラの先のウラモナまで開通している。西ニューブリテン州は、世界第6位の生産量を誇るパプアニューギニアのパーム油の7割が生産されており、10,000以上の小規模農家がニューブリテン国道などを利用して、キンベとビアラを拠点とする民間企業のパーム油加工場に自家栽培したオイルパームを持ち込むことで生計を立てている。しかしながら、ニューブリテン国道上に架かる橋梁のうち、1980年代前半に本邦企業により建設されたアウム橋とカピウラ橋は、車両衝突などによる部材の破損や、設計耐荷重が現状では十分ではなくなっていること等により、アウム橋は通行止め、カピウラ橋は通行車両の重量を制限している状況である。その結果、幹線道路であるニューブリテン国道のオイルパーム輸送をはじめとする物流の妨げになっているとともに、アウム橋の代替橋も丸太で組まれた脆弱な橋となっていることから、交通安全の観点からも大きな懸案となっている。

パプアニューギニア政府が策定した「中期開発計画2011年－2015年」(Medium Term Development Plan 2011-2015: MTDP)では、地方住民の市場と公共サービスへのアクセス改善を目指すため、既存幹線道路を良好な状態に保つことが重要とされているほか、「開発戦略計画2010-2030」(Development Strategic Plan 2010-2030: DSP)では、ニューブリテン国道を含む16の優先道路を中心に、2030年までに抜本的な改良を行うとしている。このような背景の下、パプアニューギニア政府はアウム橋及びカピウラ橋の架け替えを内容とする「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」(以下「本プロジェクト」)に係る無償資金協力を2013年3月に我が国に要請した。

2012年5月に日本政府が開催した第6回太平洋・島サミットにおいては、持続可能な開発と人間の安全保障を確実にするために、信頼性の高い交通網を整備していくことの重要性が指摘された。また、我が国の対パプアニューギニア国別援助方針における重点分野としても「経済成長基盤の強化」が定められ、運輸交通インフラも含む、経済インフラの整備・維持管理に重点を置くとされており、本プロジェクトはこれら

方針に合致する。

本調査は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト目標：

ニューブリテン国道上において、円滑で安定的な交通が確保される。

### (2) プロジェクトの成果：

アウム橋及びカピウラ橋が架け替えられ、耐荷重の増加および幅員が拡張される。

### (3) プロジェクトの概要：

ニューブリテン国道上のアウム橋（50m）及びカピウラ橋（116m）の架け替え

### (4) 対象地域（サイト）：

西ニューブリテン州

### (5) 関係官庁・機関

実施機関：公共事業省（Department of Works：DOW）

国家計画・モニタリング省（Department of National Planning & Monitoring：DNPM）

### (6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

#### 1) 我が国の援助活動

- ・ハイランド国道ウミ橋架け替え計画（無償資金協力）（2003年完工）
- ・ハイランド国道レロン橋・ビディジャ橋架け替え計画（無償資金協力）（2003年完工）
- ・マーカム橋緊急改修計画（無償資金協力）（2009-2012年）
- ・ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画（無償資金協力）（2009-2013年）
- ・道路補修機材整備計画（無償資金協力）（2013年-実施中）
- ・道路整備能力強化プロジェクト（技術協力プロジェクト）（2013年-実施中）

#### 2) 他のドナー等の援助活動

- ・アジア開発銀行（ADB）は、ニューブリテン国道を含む5つの幹線道路を対象に「地方アクセス改善のための橋梁架け替えプロジェクト」を実施中
- ・豪州、世界銀行、ADB等による既存道路の維持管理を目的としたプロジェクトを数件実施

### 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本調査は、パプアニューギニア政府から要請のあった「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がパプアニューギニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

#### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に現地調査派遣前後においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

#### (3) 既存資料の活用

アウム橋及びカピウラ橋の建設の必要性・妥当性の検証等に当たっては、既存資料を十分収集・活用し、調査の重複を避ける。

#### (4) 他ドナー事業の確認と整合性の確保に関する検討

ADBが実施する「地方アクセス改善のための橋梁架け替えプロジェクト」において、ニューブリテン国道では13の橋梁の架け替えを実施する予定であるため、事

業内容を十分確認して、本プロジェクトとの整合性（設計条件等）の確保の必要性について検討する。

#### （５）災害対策に関する検討

パプアニューギニアはフィリピン海プレート、オーストラリアプレート及び太平洋プレートの境界に位置し、地震が比較的多く発生することから、パプアニューギニア国基準及び我が国の基準等を参照しつつ、適切な耐震設計を行う。また、対象橋梁及び代替橋は、雨季の増水時に洪水流や流木等の衝突による橋桁の損傷や護岸の損傷が懸念されるため、十分な気象・水文情報収集のもと、水理・水文解析により必要な桁下余裕高や護岸対策を検討する。

#### （６）交通事故に関する配慮

既存のアウム橋は、大型車両の衝突によりトラス部材が破損・欠損し、橋梁鋼門が大きく歪んでいる。したがって、橋梁形式の選定、取付道路の線形及び車道逸脱車両対策（歩行者及び橋梁部材の防護を含む）等について十分に配慮する。

#### （７）環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下「JICA環境ガイドライン」）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。

要請書において、本件実施による住民移転は発生せず、新たな用地取得が生じないと記載されているが、架橋位置及び取付道路の計画に際しては、道路敷界、土地利用状況、周辺住民の協力同意書の取付け及び関係者よりなる委員会の設置状況等をDOW及び現地関係者に対して十分確認する。また、工事中及び供用時の周辺環境への影響、及び本プロジェクト実施に係るパプアニューギニアEIA法に基づく環境許可の現状と今後の手続き等について十分確認する。

#### （８）安全対策

パプアニューギニアでは、特に都市部において一般治安が悪く、安全対策に万全を期す必要がある。本調査の実施に当たっては、安全対策に関する当機構パプアニューギニア事務所からの情報提供・指導を踏まえると共に、コンサルタントチームとしても治安情報の収集に努め、日常の移動も含め治安対策を入念に行うこと。また、常に緊急時の連絡体制を整備し、当機構パプアニューギニア事務所と共有すること。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

1) パプアニューギニアにおける道路整備事業に係る上位計画（「開発戦略計画 2010-2030」や「中期開発計画 2011年-2015年」を含む）を確認する。

2) パプアニューギニアにおける全国道路網整備の現状と課題を調査し、ニューブリテン国道の位置づけ・重要性を確認する。

3) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。

4) 本プロジェクトに関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容を確認する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である公共事業省及び国家計画・モニタリング省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

### (5) サイト状況（自然条件等）調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、アウム橋及びカピウラ橋の架橋予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う。

2)～4)については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 気象調査

2) 地形測量

3) 地質調査

4) 地盤調査

5) 水文調査

上記について、想定される内容は（別紙）自然条件調査仕様書に示す通りである

が、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

なお、橋梁基礎の判定については、自然条件調査に基づく判定理由を準備調査報告書の中に明記すること。

#### (6) 環境社会配慮

JICA 環境ガイドラインに沿って、次の事項について調査する。なお、調査は IEE レベルとする。

##### 1) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）

イ) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

##### 2) プロジェクト・サイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認

##### 3) 上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成

##### 4) 同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討及びモニタリング計画の作成

#### (7) 交通量調査と将来交通量推定

本プロジェクトにおける橋梁及び舗装の設計条件の検討、運用効果指標設定等に必要交通量調査を行い、プロジェクト・サイトの交通状況の把握、将来交通量の推定、設計交通量及び設計荷重の設定等を実施する。交通量調査としては以下の項目を想定しているが、必要な調査項目及び細目（調査方法、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。交通量調査については、現地再委託にて実施することを認める。また、過積載車両状況の把握として、必要に応じてパームオイルプランテーション等にヒアリングを行う。

##### 交通量調査項目（案）

ア) 既存交通データ収集

イ) 自動車 OD 調査

調査方法：路側 OD 調査・オーナーインタビュー調査

調査時間：12 時間

調査期間：2 日間程度

ウ) 交通量調査

調査時間：12 時間



調査期間：2日間程度

エ) 軸重調査

調査時間：6～12時間

調査期間：1日間程度

(8) 調達事情調査

本プロジェクトで必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格等）を調査する。

(9) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（橋梁の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、架橋位置に関しては、自然条件調査等を元に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

また、橋梁の形式に関しては、施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

(10) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）並びに無償資金協力として事業を実施する際のパプアニューギニア政府の免税措置を整理する。

(11) プロジェクトの維持管理計画

パプアニューギニアが行うことになるアウム橋及びカピウラ橋の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

(12) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2012年11月）（以下「無償報告書ガイドライン」）に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備費

本プロジェクトに関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

(13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(14) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価は、DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(15) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(16) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をパプアニューギニア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(17) 準備調査報告書等の作成

パプアニューギニア政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (8) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 8 部  
: 英文 10 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (4) 準備調査報告書 (案) : 和文 8 部  
: 英文 10 部
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部  
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 概要資料 : 和文 2 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 10 部 及び CD-R 2 枚  
(※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 16 部 及び CD-R 3 枚  
: 和文 (簡易製本版) 3 部 及び CD-R 1 枚
- (8) デジタル画像集 : CD-R 3 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2010 年 3 月) を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画 (案)

2014年4月下旬より第1次現地調査を行い、同年10月中旬に第2次現地調査（概略設計概要説明）を実施することを想定する。同年11月上旬までに概要資料、2015年1月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

	2014年										2015年
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
事前準備	□										
第1次現地調査		■ ■ ■									
国内解析			□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□				
第2次現地調査（概略設計概要説明）							■				
概要資料								▲			
準備調査報告書											▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 調査人月：約14.2M/M

##### (2) 業務従事者の構成 (案)

- 1) 業務主任／橋梁計画 (2号)
- 2) 橋梁設計・道路設計 (3号)
- 3) 自然条件調査 (地形・地質)
- 4) 水理・水文・河川計画
- 5) 施工計画・積算
- 6) 環境社会配慮

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 配布資料

無償資金協力要請書

#### 4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第1次現地調査

- 1) 団員構成：総括  
計画管理

2) 調査行程：約 10 日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第 2 次現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：約 8 日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

(1) 地形測量

(2) 地質調査

(3) 地盤調査

(4) 交通量調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012 年 4 月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

上記の業務については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。

また、交通量調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

## 6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトの実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013 年 11 月）の様

式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全管理

パプアニューギニアにおける行動については、安全管理の観点から以下に示す当機構の安全管理基準を遵守すること。なお、当機構の安全管理基準については、随時変更の可能性があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全管理基準の変更がなくても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議の上、必要に応じてこれを認めることとする。

1) 基本行動

原則として、調査団の移動は宿舍、協議先、プロジェクト・サイト間に限定し、特に夜間は犯罪発生リスクが高まるため、日没後の移動は避けること。また、時間を問わず移動は常に車輛を利用し、徒歩での外出は原則禁止する。車輛による移動の際にも、単独ではなく複数台が前後に車列を組んで移動することが望ましい。

また、パプアニューギニア滞在中は常に通信可能な携帯電話を携行し、常に関係者間で連絡が取れる体制を確保すること。なお、本調査の対象地域内は民間携帯電話会社のサービスが利用できる想定のため、衛星電話の購入の必要はない。必要性が生じた場合は、当機構パプアニューギニア事務所が衛星携帯電話を貸与する。

2) 宿泊

宿泊施設は当機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては原則当機構が指定する宿泊施設を利用することとするが、これら宿泊施設のキャパシティが足りない場合は、事前に当機構パプアニューギニア事務所と協議すること。

3) 各種提出書類

パプアニューギニア国内の病院は設備、サービス共に低水準で高度な傷病には対応できないことから、過去には重度の傷病を負った当機構専門家が海外に緊急搬送された事例も発生している。そうした事態に備え、当機構パプアニューギニア事務所では、滞在者の情報を一元管理している。ついては、滞在期間を問わず、業務従事者全員を対象に、渡航前に当機構パプアニューギニア事務所が定めるフォーマットに沿って当機構側に情報を提供すること。加えて、コンサルタントチーム内で緊急連絡網を整備し、内容に変更があれば当機構パプアニューギニア事務所に提出すること。

また、当機構パプアニューギニア事務所として同国に滞在する当機構関係者の動向を常に把握しておく必要があることから、出張等で居留地を離れる場合は事前に移動届の提出、承認を義務付けている。本調査においても専門家の地方都市への出張が想定されていることから、出張が決まった時点で別途当機構パプアニューギニア事務所が定めるフォーマットを用いて出張の1週間前を目途に申請し、事前承認を受けること。

#### (5) 安全管理にかかる特別経費

##### 1) 宿泊料

パプアニューギニア国内でも特にポートモレスビー及びレイでは当機構の安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、以下に掲げる調整単価を設定している。宿泊料の積算に当たっては同単価を用いること。

- ・ポートモレスビー：32,300円／泊
- ・レイ：27,300円／泊

なお、上記単価は物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性がある。

#### (6) 直接人件費単価について

直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

以 上



(別紙)

「パプアニューギニア国ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」自然条件調査仕様書

## 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト・サイトにおける地形、地質、水源などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

## 2. 調査項目

### (1) 気象調査

調査目的：災害発生に係る情報を把握する。

河川流量解析のための基礎資料を入手する。

調査内容：過去の気象/災害情報を遡って調査する。

天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査、他

成果品：気象情報の分析結果

### (2) 地形測量

調査目的：橋梁、取付道路、護岸等の施設計画、設計、施工に必要な地形の情報を把握する。

調査内容：平板測量、水準測量、縦断/横断測量、他

成果品：平面図、縦断図、横断図

### (3) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を確認する。  
調査内容：地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/土質試験、他  
成果品：地質図（平面図・断面図）、ボーリング柱状図、室内試験結果

(4) 地盤調査

調査目的：道路舗装の舗装種類/厚さ/区間の検討材料とする。  
調査内容：地耐力試験、他  
成果品：試験結果

(5) 水文調査

調査目的：護岸の設計に必要な基礎資料を得る。  
橋梁の高さを検討するための情報を入手する。  
調査内容：河川水位、流量、流速、水質、水温、河道調査、他  
成果品：観測記録、分析結果